

第二期大阪市北区地域福祉計画 令和4（2022）年6月30日決議

基本理念：人と人とのつながりと支え合いのまち北区

～変化する社会に適応した地域づくりをめざして～

取り組みの柱1 地域でつながり支え合う活動の支援

附帯決議

- 従来の対面による地域福祉活動か、オンラインによる情報発信・収集か、といった二元論ではなく、両者のメリット・デメリットを精査した上での、ハイブリッドな地域福祉活動を目指すこと
- “継続は力なり！”をモットーに、行動制限の緩和に即して、最大限にリスクを押さえつつ、地道にこれまで築いてきた公民相互の“顔の見える関係(支援ネットワーク)”の回復・拡大に努めること

取り組みの柱2 “きめの細かい”相談・支援の充実

附帯決議

- 社会的孤立を少しでも解消するためには、行政や福祉施設・専門機関等の多職種連携と、公助（行政・専門職）と地域住民の皆さんが連携協働して取り組む地域協働を進めること

取り組みの柱3 ふくしのまなび

附帯決議

- キーワードは“対話（話し合い）”
住民一人ひとりの生活課題を身近な問題としてとらえ、住民と関係者等が連携・協働を図りながら解決するための話し合いの場づくりに努めること

大切にしたい視点

追加視点

『気にかける』地域づくりの推進

大阪市地域福祉基本計画の基本理念でもある「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」の実現のためには、住民が自分の身近に暮らす人の存在や変化を「気にかける」ことが出発点となります。

CSW・地域福祉コーディネーターなどの地域の見守り活動や総合的な相談支援“つながる場”、『こども110番運動』などの防犯への取組み等も含め、様々な取組を通して地域に「気にかける」ことができる人、地域の目を増やし、だれもが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるとともに、これらの取組を通して北区職員の感度の向上や区と地域の連携強化にもつなげていきます。